

令和 2 年 4 月の市民の声（全 6 通のうち 6 通）

◇薪ストーブ補助実施にあたっての要望

【ご意見・ご提案など】

薪ストーブに今年も補助を出されるのですね。ただでさえ、コロナによる呼吸器疾患が蔓延しているのに。最低限、次の 2 点について対応されるよう要望します。

1. 補助の申請書類の中に、ストーブ設置に対する「隣接所有者の承諾書」を加えること
2. 設置にあたっての留意事項に次の一文を入れること。
「ご近所の方に呼吸器系の持病がある場合などには、設置を断念する決断も必要になります」

1 に関しては、先行して兵庫県猪名川町がやっています。

2 は新潟市、田原市、清瀬市、葉山町などの自治体が入れています。

住宅街でも使う以上、無制限に煙の垂れ流しが認められるべきではありません。環境にやさしい、木材の利用促進が目的ならば、ほかにも取りうる政策はあったはずです。近隣住民は、これから何十年にわたり、自分の居住空間に煙が流れ込んでくる環境の中で過ごすことになります。呼吸器疾患を持つ人は引っ越せばいいとお考えですか。近隣住民の生活環境もきちんと守られるよう自治体として公正な取り扱いをお願いします

（令和 2 年 4 月 9 日）

【お返事】

「南魚沼市木質バイオマスストーブ等設置補助金事業」は、森林資源の循環利用の促進及び地球温暖化の防止を目的に、平成 21 年度から開始した薪ストーブやペレットストーブの設置等に係る経費の一部を補助する事業です。

木質バイオマスストーブの利用に際しては、環境にやさし

い使い方として、環境省が発行する「木質バイオマスストーブ環境ガイドブック」で、次の5つの項目が重要といわれています。

- 1 よく乾いた無垢の燃料を使う
- 2 熱効率の良いストーブを選ぶ
- 3 可燃物からの距離を保ち、火事を起こさない
- 4 こまめな清掃と点検
- 5 煙や臭いが近所の迷惑にならないようにする

ご要望いただいた「1. 申請書類に『隣接する所有者の承諾書』を加える」については、煙突からの煙や臭いは、天候や風向きによっては広範囲に及ぶと思われることから、承諾の範囲の限定が難しく、現段階では承諾書の添付は考えていません。「2. 設置にあたっての留意事項に『近所に呼吸器系の持病がある場合などには、設置を断念する決断も必要になります』という一文を入れる」については、上記の5項目のうち、「5. 煙や臭いが近所の迷惑とならないようにする」について検討し、当該補助金に関する広報や設置を検討されている方などに向けて周知を行います。

今後、事業実施の際には、上記5項目について市報や市ウェブサイトを通じて周知していきますので、ご理解をお願いします。

(担当：環境交通課)

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658

◇ 消防団報酬について

【ご意見・ご提案など】

消防団に10年以上所属していますが、1円たりとも報酬をいただいたことがありません。消防庁からの通達では、個人口座に振り込むように市町村に通告しているとのことですが、南魚沼市ではそうはなっていません。確かに個人個人に振り込むのとでは手間に雲泥の差があり、そこに限りある人材と資金を投じるのはもったいないと思います。であるなら、せめて市の方から各団に向かって団員個人に報酬を支払うことを義務化するよう投げかけてはいただけないでしょうか。

その市からの要請を、消防団もせっかく組織化されているのですから、各上長が見張りを立て厳密に行われているかを確認する仕組みを構築していただきたいです。

私も一個人として団に掛け合いましたが、一蹴されてしまいました。下からでは古い考えを変えることはできませんでした。どうか、私の声を市から発信していただきたく、この度問い合わせをさせていただきました。

(令和2年4月10日)

【お返事】

現在、南魚沼市消防団員への報酬等の支払い方法については、お問い合わせ内容のとおり、消防団の各部から提出いただいている委任状に基づき、各部が指定する口座に振り込んでいます。

平成28年に、県内の他市で同様の問題が取り上げられたこともあり、平成28年11月に当市の消防団幹部に対して、消防団の組織運営と団員個人の考えを踏まえて、報酬等の支払い方法について協議するよう依頼しました。

協議の結果、消防団員に対する報酬等の支払いは従前どおり委任払いとすることとなりました。この決定以降の報酬等の支払いについては、次に掲げる条件等を付け加えることとし、各部に対して毎年、周知することとしています。

① 各部に委任払いされた団員の報酬・報償は、原則として

各部から個人に支払うこと

- ② 部の内部で合意が得られた場合については、報酬を団員個人に支払わず、部の予算として運用できること
- ③ ②の場合に各部は部員に対し、年度毎に収支決算報告をすること

消防団・部の運営に関して、消防本部が直接的に指導や言及はしていませんが、消防団幹部に対し、組織の活動や運営等について自由な議論ができる環境を整えるよう伝えてまいります。ご理解いただきますようお願いいたします。

(担当：消防本部消防庶務課)

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658

◇学校再開について

【ご意見・ご提案など】

学校休校はなさないこと、正直がっかりしました。

3密を守っている？本当ですか？学校を視察したりなさいましたか？先生たちの負担を考えていらっしゃいますか？どの学校でも本当に感染のリスクは無いとお考えですか？病院でさえクラスターが起きているのに、消毒作業に関して素人の現場の先生たちに責任を押し付けていませんか？

宮城県仙台市の小学校において、生徒6人が感染する事案が発生しております。いわゆるクラスターです。宮城県も休校をせずに学校継続していて、この事案が起きました。まだ対岸の火事だと思っていませんか？今や誰がウイルスを持っていてもおかしくない状況です。南魚沼市の小中学校が同じことにならないと100%言い切れるエビデンスはお持ちですか？持っているなら是非とも拝見したいです。

正直、南魚沼市民は危機意識が低すぎると思います。いまだにマスクをせずにお店の中で咳をし続ける方、大勢でBBQをしている方、居酒屋で懇親会をする組合、大勢で集まるなど言われているのに本署で会議をする消防団。1人でも感染者が出たら爆発的に増えると思います。都心からの車も多く見かける今、本当に不安でいっぱいです。

同じ新潟県内で感染者が1人も出ていない村上市は、小中学校のGW明けまでの休校を決めていますね。迅速な対応、素晴らしいと思います。村上市と南魚沼市、何が違うのですか？本当にその対応で大丈夫ですか？私は不安材料が多くある中で、子どもを学校へ行かせることはできません。

感染者が出る前に、子どもに感染する前に然るべき対応をしてくださるようお願い申し上げます。

(令和2年4月14日)

【お返事】

南魚沼市内の小・中学校、総合支援学校の再開にあたり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の懸念から、保護者の皆様が子どもたちの健康面の安全について不安を感じること

は当然であると考えます。

学校現場では、子供の命を守ることを最優先に、学びの保証とのはざままで日々葛藤しながら、安全安心な教育環境を整えるため、毎日、点検と改善を繰り返して学校運営を続けてまいりました。

これまで、市では、

1. マスクの着用、不要不急の外出の自粛、人と人との距離を一定に保つことを心掛けるなど、市民一人ひとりに節度ある行動を呼びかけることによって、ご家庭内へのウイルスの持ち込みを防ぎ、それらにより子どもたちへの感染の危険性を低下させること
2. 教職員は厳重に自己管理し感染を防止するとともに、学校内への部外者の入校を最小限にすること
3. 学校内の点検と消毒の徹底的により、学校が感染源とならないこと

などの取組により、集団活動の安全確保に努めてまいりました。

一方で、ご指摘にもあるように、仙台市内では児童が英会話教室の講師との接触により新型コロナウイルスに感染するなど、学校外でクラスターが発生し子どもが巻き込まれる事案も増加しております。

これらのことを踏まえ、南魚沼市では、大型連休期間中、市民の皆さまに一段と強い行動自粛をお願いするとともに、一層の感染防止に向け、4月25日（土曜日）から5月10日（日曜日）まで学校を臨時休校とし、スポーツ施設や文化施設などの公共施設もすべて利用を休止することといたしました。

新型コロナウイルスという目に見えない脅威に対し、何をどこまで制限すればよいかを正しく判断することは非常に困難ですが、学校の再開と休校に関しては、感染防止を念頭に、一つ一つの行動が日々葛藤を繰り返しながらの判断であったことをご理解ください。

今後も教職員と力を合わせ、安全安心な教育環境の確保に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

(担当：学校教育課)

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658

◇新型コロナウイルスによる育休期間について

【ご意見・ご提案など】

現在、新型コロナウイルスによる自粛期間、緊急事態宣言等あるかと思えます。

そんな中、育休が終わり、小さな子どもを保育所に預けて職場復帰することがとても不安です。県外や長岡市では、育休延長措置がとられているみたいですが、南魚沼市の方ではそういった対策はとられないのですか？もしかしたら、今現在育休中という方はあまりいないかもしれませんが、私のように不安を感じている方も少なからずいると思います。子どもは自分では守れないので、親が守らなければいけないと思うので、そういった取組をしていただければならとても助かりますし、感染拡大の抑制にも繋がっていくのではないかと思います。ぜひご検討よろしく願いいたします。

(令和 2 年 4 月 23 日)

【お返事】

育児休業の期間については、労使間の協議によるもので、市が育児休業の延長措置を行うものではありません。

労使間の協議について、参考となる文書（「新型コロナウイルスに関する Q & A (企業の方向け) 令和 2 年 4 月 24 日版 (厚生労働省)」) がありましたので、ご紹介します。

南魚沼市では、新型コロナウイルス感染症対策として、市内の認定こども園・保育園に通園する児童の保護者に対し、可能な限り「家庭保育の実施」(※終了時期未定)をお願いしています。(表現は異なりますが、登園自粛を要請していることと同じです。)

Q & A 4-問 16 では、子どもが 1 歳までの育児休業に関しては、事由を問わず認めなければならないとされ、「子どもが 1 歳又は 1 歳 6 か月になるときに、保育園の登園自粛要請がされた場合として、引き続き育児休業をしたい旨労働者から

申出があった場合、育児休業(1歳からの休業は最長1歳6か月まで又は1歳6か月からの休業は最長2歳まで)を認める必要があります。」と回答しています。このほか、「労使の話し合いにより、2歳以上の場合などについても独自に休業を認めることは差し支えない。労働者の雇用が継続されるよう、柔軟なご対応をお願いします。」としています。

新型コロナウイルスの感染状況によりますが、例えば2か月後の状況では、収束が見込まれている場合に市の登園自粛が解除になっていることも考えられます。しかし、逆に市内で感染者が発生し、保育園が閉園になっていることもありえます。

また、厚生労働省のQ&Aも状況に応じて見直しが行われているようです。最新の状況を確認しながら、事業主様(お勤め先)にご相談いただくようお願いいたします。

(担当：秘書広報課)

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658

◇特定警戒地域に在住の学生への応援

【ご意見・ご提案など】

南魚沼市は、新型コロナウイルス対策のため、帰省を自粛している特定警戒地域（東京都や大阪など）に在住の市内出身学生への支援、応募はしないのでしょうか？県内では三条市が行っており、Twitterやメディアで話題になりました。当初はお米の予定だったのですが、賛同してくれた市内の業者からも味噌や漬物等もパッケージされていたそうです。とても心が温まる支援だと思います。

こんなときこそ、ふるさとからも「帰省を自粛してくれてありがとう」の気持ちを添えて、何か贈り物を…検討していただきたいと思いました。南魚沼市のアピールにもなるのではないのでしょうか。南魚沼市での新型コロナウイルスの発生がゼロなのは、帰省を自粛していた学生の努力もあるはずです。

（令和2年4月24日）

【お返事】

南魚沼市内では、4月中旬から市内民間事業者である「新潟モノづくりNiimo（ニーモ）」様が燕市の取組を参考に「南魚沼市出身学生応援プロジェクト」として、米、マスク、ハンドクリームなどの配布を計画されていきました。（4月24日（金）に新潟日報でも取り上げられています）

市はこのプロジェクトに対して、米を含む飲食物や飲料等を寄付していただけるよう関連団体等に働きかけています。

なお、4月20日（月）までに約200名の申込みがあり、4月24日（金）より随時発送を開始したとの報告をいただいています。応援プロジェクトの概要は、「新潟モノづくりNiimo」様のホームページをご覧ください。

（<https://niimo.net/>）

また、今後のUターン情報等の発信につきましても、「新潟モノづくりNiimo」様と連携して実施する方向で協議を

しています。

なお、この件につきましてはU&Iときめき課まちづくり班（電話 773-6659）が担当していますので、ご不明の点はお問い合わせください。

（担当：秘書広報課）

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658

◇県外から多くの山菜取りが来ていること、また特別定額給付金について

【ご意見・ご提案など】

天野沢、泉盛寺からミナ駐車場に向かう道沿いに県外から多くの山菜取りの車が来ています。パトロールをしてください。農作業の邪魔になり、さらに新型コロナウイルスをうつされては困ります。

聖籠町、見附市は特別定額給付金の準備をしています。南魚沼市も市民のために急いでください。うちも嫁が新型コロナウイルスの影響で会社が休みになり、収入は減り、学校も休みになっていますので、頑張って準備を進めてください。

せめて、大原グラウンド、二日町グラウンドを少しでも早く使わせてください。

(令和2年4月29日)

【お返事】

南魚沼市では、新潟県の自粛要請に基づき山菜採りなども含め、不要不急の目的で南魚沼市へお越しいただくことについては、極力ご遠慮いただくよう、市公式ウェブサイトの市長メッセージなどを通じて重ねてお願いしてまいりました。聞き入れていただけない方がいることは誠に残念ですが、新潟県から発出されている事項は、あくまでも法に基づいた要請であり、市ではパトロールなども含め、強制的な対応をとることはできないことをご理解ください。

特別定額給付金につきましては、マイナンバーカードを使って行う「オンライン申請」は、5月7日から受け付けを開始しております。また、郵送による申請については、5月20日までに世帯主宛に申請書の郵送を完了しております。給付金を必要としている方に、安全・確実に、1日でも早く給付できるよう進めていますので、もうしばらくお待ちください。

屋外体育施設の休止については、新潟県からの施設の休止要請を受けて実施しておりましたが、5月21日以降、感染対策の準備が整い次第、順次再開し、6月1日までには、全ての施設で再開を予定しています。施設の再開に関する情報に

については、市公式ウェブサイトですぐ、情報発信いたしますので、こちらでご確認をください。

(担当：秘書広報課)

問合せ：秘書広報課 ☎ 773-6658